

所管部課	市民環境部 市民課	部長	木村 西	
件名	東大和市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則について			
	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例		
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由                      東大和市印鑑条例の一部を改正する条例（令和7年条例第3号）が公布されたことにより、規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 主な改正内容                      ① 第10条の見出しを「多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付」に改める。                      ② 第10条第2項において、利用者操作用端末機による印鑑登録証明書の請求があったときは、東大和市多機能端末機等による証明書等の発行に関する規則（平成28年規則第3号）第5条第3項に規定する確認をした上で、印鑑登録証明書を交付する旨規定する。</p> <p>(3) 施行日                      令和7年3月1日</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年2月20日 東大和市印鑑条例の一部を改正する条例が令和7年第1回市議会定例会で議決</li> <li>総務課において審査済み</li> </ul>				
3. 留意事項（問題点等）				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。